

新	旧	備考
<p>海外事業資金貸付（保証債務）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00008 沿革（略） <u>平成25年9月25日 一部改正</u></p> <p>第1章 ～ 第7章（略）</p> <p>第8章 雑則 第31条 ～ 第33条（略）</p> <p>（質権又は譲渡担保の設定） 第34条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、<u>借入金等に係る債権又は保険金請求権に質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</u></p> <p>2 日本貿易保険は、前項の承諾に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第35条 ～ 第36条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成25年10月1日から実施する。</u></p>	<p>海外事業資金貸付（保証債務）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00008 沿革（略）</p> <p>第1章 ～ 第7章（略）</p> <p>第8章 雑則 第31条 ～ 第33条（略）</p> <p>（質権又は譲渡担保の設定） 第34条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険金請求権に質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない</p> <p>2 日本貿易保険は、前項の承諾に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第35条 ～ 第36条（略）</p>	